

## 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

### (1) 地域支援体制の強化

■高齢者見守り活動 事業者による見守り。登録：46か所

■認知症高齢者等の事前登録 徘徊の可能性のある方の情報を事前に登録し、西枇杷島警察署及び地域包括支援センターと情報を共有し行方不明になった時の早期発見に繋げる。  
登録者数：20件（在宅で生活する方）

■パトロール DOGS 事業 13件

### (2) 成年後見制度の利用促進

認知症などで判断能力が不十分な高齢者が何らかの理由で不利益を被らないように保護、支援するための制度。

成年後見制度の整備に向けて勉強会及び検討会を実施。

#### 第8期介護保険事業計画

成年後見制度の認知度（成年後見制度を知っている人の割合）が2020年度37.9%から2023年度までに50%と目標にしている。

○虐待防止施策 高齢者虐待防止に関する迅速な対応やネットワークづくり。

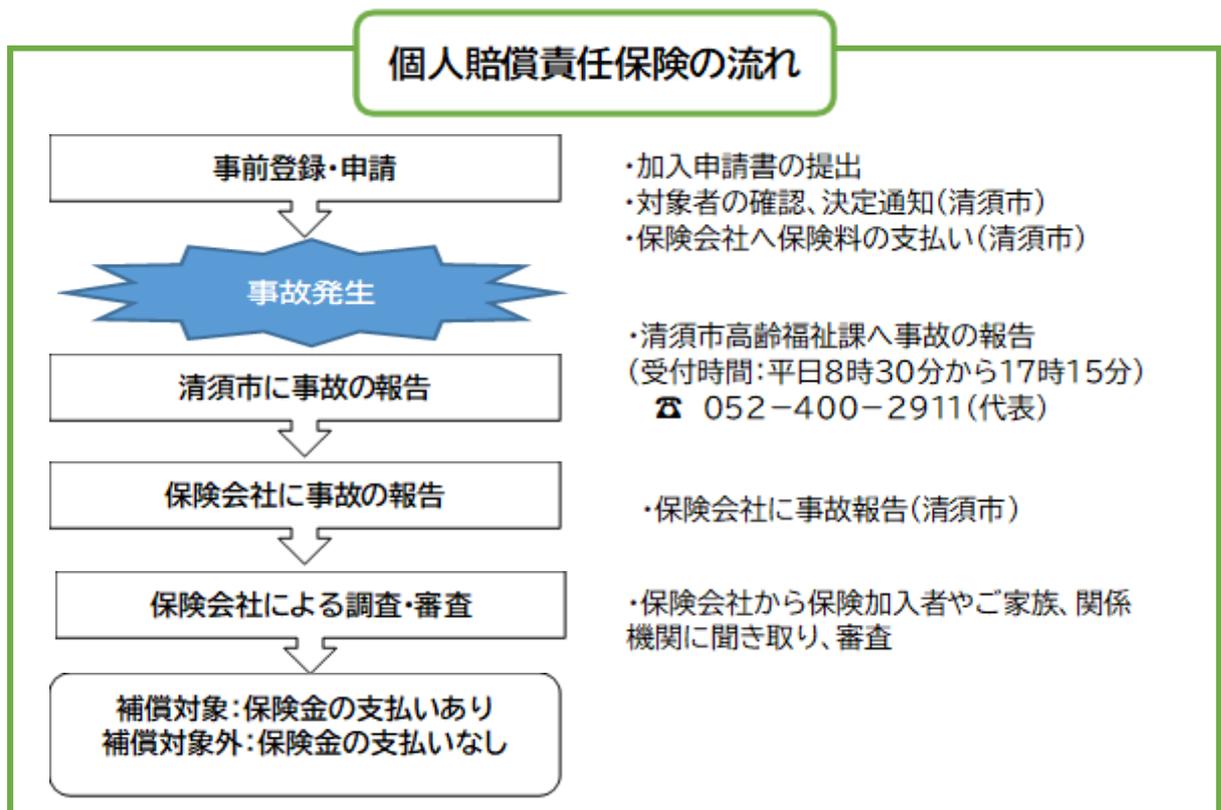
成年後見制度の首長申立ての周知、活用。

○若年性認知症の人への支援

認知症ケアパスに相談機関の掲載

○認知症高齢者等個人賠償責任保険事業（令和3年10月開始）

認知症高齢者等が、日常生活における事故等で発生した損害賠償責任を補てんする保険に市が加入し、本人とその家族が安心して生活することができる環境を整える制度。



# 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

## 1 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業とは

認知症の人が日常生活における偶然な事故により、他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したりしてご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償するものです。

## 2 対象者

以下全てに該当する方

- ◆ 清須市に居住し、住民票がある方
- ◆ 清須市認知症高齢者等の事前登録をし、保険の加入を希望する方
- ◆ 認知症高齢者等（若年性認知症又はその疑いである者を含む）
- ◆ 在宅で生活している方（病院、施設等に入院、入所していない方）
- ◆ 同様の保険に加入していない方

## 3 補償対象

【損害賠償責任保険】被害者に法律上の損害補償をしなければならなくなったとき  
補償金額 1事故あたり 最大1億円

【補償期間】申請日から令和4年9月まで（毎年更新）

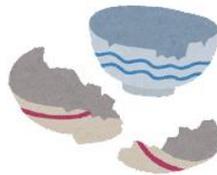
※変更が生じた場合は、変更（脱退）届を提出してください。

<例：施設入所、転居、転出、死亡 等>

【補償の対象】



事故で他人にけがをさせてしまった



店頭の商品を誤って落として壊してしまった



誤って線路に入り電車を止めてしまった

【保険料】無料

清須市が保険契約者となり、保険料を負担するため自己負担はありません。

## 4 申込方法

認知症高齢者等個人賠償責任保険加入申請書と認知症と診断されたことがわかる書類を高齢福祉課へ提出してください。

なお、認知症と診断されたことがわかる書類を介護保険の申請に係る主治医意見書で確認を希望される方は、申請書のみを提出してください。

<お問合せ先>

清須市役所高齢福祉課

清須市須ヶ口 1238 番地

052-400-2911（代）